九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

宗教上の問題と司法審査（３）――血脈相承事件（最３判1993年9月7日民集47巻7号4667頁）

南野，森

https://hdl.handle.net/2324/25640

出版情報：2012-08
バージョン：
権利関係：

宗教上の問題と司法審査(3)……血脈相承事件

194 最3判平成5・9・7民集四七巻七号四六六七頁

関連条文　裁判所法三条、憲法二〇条

宗教法人の代表役員の地位の存否確認のため宗教上の判断が必要不可欠な場合、司法審査は可能か。

事実

日蓮正宗(Y_1)の最高権威者たる「法主」は、同宗の宗規上、教団の統率者たる「管長」及び宗教法人の代表役員に就くことになっているが、阿部日顕(Y_2)が法主に就任して約半年後から、創価学会と和解・協調する方針に転じたY_2らと同会に批判的な僧侶ら(X)との対立が激化し、XがY_2は「血脈相承」なる儀式を経て法主に就任していないため管長と代表役員の地位も有していないとして、同地位の不存在の確認を求めて訴えた。一審は訴えを却下し、二審もXの控訴を棄却した。

裁判所の見解

ある者が宗教上の地位にあることに基づいて宗教法人の代表役員の地位にあることが争われているとき、宗教上の地位の存否判断のため「教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが必要不可欠である場合には、裁判所は」宗教上の地位につき審理できず、その結果代表役員の地位の存否も審理できない。Y_2が法主の地位にあるかの判断には「血脈相承の意義を明らかにした上で、同人が血脈を相承した」と言えるかの審理が必要で、そのためには同宗の教義・信仰に立ち入った審理が避けられないから、本件訴えは「法律上の争訟性を欠き、不適法として却下を免れない」。

解説

本件は、蓮華寺事件判決(193判決)と同様の当事者(Xの中心人物の一人は、本件訴えの提起後にYから擯斥処分を受けた蓮華寺の住職である)に対し同様の判断が示された、同様の宗教団体内部の紛争(右判決の表現では「宗教法人の代表役員等の地位の存否を審理判断する前提として、その者の宗教団体上の地位の存否を審理判断しなければならない場合」)である。本判決も本門寺事件判決(最1判昭和55・4・10)を参照するが、結論としては蓮華寺判決同様法律上の争訟性が否定された。

このような宗教団体内部の紛争につき、法律性(終局性)の要件を充たさず法律上の争訟にあたらないから訴えを却下するという本判決(や蓮華寺判決)のような立場に対しては、宗教法人を法の適用範囲外に追いやることになるとか、私人の裁判を受ける権利が損なわれるとか、裁判外の自治的解決に委ねることで宗教法人の代表権を不安定にし、逆説的に宗教団体の活動ひいてはその自治を害する可能性があるなどとして、本案判決をすべきとする見解も有力である(本判決の大野正男裁判官反対意見や笹田・後掲を参照)。しかし、本件や蓮華寺事件のように宗教団体の最高権威者の地位をめぐる激しい対立が異端紛争の様相を呈し内部分裂に至っている事案については、裁判所は距離を置くのが賢明であると評価しうるとも思われる。

▼評釈――笹田栄司・百選Ⅱ204、山本龍彦・判プラ299